

## 千葉県待機児童対策協議会設置要綱

### (目的)

第1条 待機児童の解消に向けて、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第14条第4項の規定に基づき、千葉県待機児童対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。なお、協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関ではないものとする。

### (協議事項)

第2条 前条の目的を達成するために必要な協議事項は、協議会が別に定める。

### (組織等)

第3条 協議会は、法附則第14条第1項及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）附則第8条に規定する特定市町村、法附則第14条第2項の規定に基づき保育充実事業を実施する事業実施市町村、及び千葉県を構成員として、別表のとおり組織するものとする。

2 協議会の座長は、千葉県健康福祉部子育て支援課長とする。

### (招集等)

第4条 協議会は座長が招集し、構成員の実務担当者（担当課長、各業務担当者等）が出席することとする。

2 構成員以外の市町村であって、協議会を傍聴しようとする市町村は、座長に申し出るものとする。

3 協議会においては、必要に応じ、関係団体、保育事業者、学識経験者等に出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

4 協議会は、原則として非公開とする。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、千葉県健康福祉部子育て支援課において行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、座

長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

## 千葉県待機児童対策協議会構成員名簿

区分	団体の名称
特定市町村	千葉市
	市川市
	船橋市
	木更津市
	松戸市
	野田市
	茂原市
	成田市
	佐倉市
	東金市
	習志野市
	柏市
	市原市
	流山市
	八千代市
	我孫子市
	鎌ヶ谷市
	君津市
	浦安市
	四街道市
	袖ヶ浦市
	八街市
	印西市
	白井市
	富里市
	大網白里市
神崎町	
東庄町	
その他	千葉県